

一般事業主行動計画（社会福祉法人岩見沢清丘園）

職員が仕事と子育ての両立を図り、働きやすい環境を作り、その能力を十分に発揮できるように、また、女性職員がさらに活躍できる雇用環境の整備をおこなうために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5（2023年）年4月1日 から 令和10年（2028年）3月31日

2. 内 容

【 目標 1 】

管理職（課長級以上）に占める女性割合を20%以上にする。

【 対 策 】

- ・行動計画の内容や女性活躍に関する取組みの内部周知を図り、研修計画において育成研修を盛り込み、外部の管理職研修に女性職員を積極的に参加させ、登用に働きかける。

（令和5年4月～）

【 目標 2 】

育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復帰した職員に対し、仕事と生活の調和を図ることができる労働環境の整備に当たる。

【 対 策 】

- ・妊娠中及び出産後の職員また、出産後の配偶者を支援するための職員に対して、諸制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制を整備し、休暇や育児休業を取得しやすい環境に配慮する。
- ・子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できるようにする。

（令和5年4月～）

【 目標 3 】

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に当たる。

【 対 策 】

- ・実態を把握し、所定外労働時間削減のため、各事業所内において、意識啓発等の取り組みを行うとともに業務上の非効率や課題の整理、その見直しを目的とした協議を実施する。

（令和5年4月～）